

★院内集会のお知らせ★

「優生手術という人権侵害

——子どもをもつことを奪われた人々の訴え」

日時:2015年6月23日火曜 11時~13時 会場:参議院議員会館 101会議室

主催:優生手術に対する謝罪を求める会

(地下鉄 永田町駅、国会議事堂駅下車)

日本には1948年から96年まで、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」ことを目的とした「優生保護法」があり、障害や病気を理由に、本人の同意を得ない不妊手術（妊娠しないようにする手術）が行なわれていました（1996年に「母体保護法」に改定）。

17歳の時に、何も知らされないまま、優生手術の被害者の一人となった飯塚淳子さん（仮名）は、強い憤りを抱きながら生きてこられ、その不当性を国会議員や厚生労働省に訴え続けてきましたが、国からは謝罪の言葉もありません。そこでこのたび、日本弁護士連合会への人権救済の申立てを行うことになりました。

この問題を広く知っていただくために、飯塚さんらとともに活動してきた「優生手術に対する謝罪を求める会」が、集会を開催します。当日は、飯塚淳子さん、人権救済の申立てを担当する新里宏二弁護士、優生保護法について詳しい市野川容孝さん（東京大学教員）ほかのお話を予定しています。

この問題をご理解して頂きたい、皆様のご参加を呼びかけます。

・会場に入るには、通行証が必要です。当日10時40分から、参議院議員会館入り口にてスタッフが配布いたします。時間に遅れた方は、会館受付から101会議室へ連絡を入れてもらってください。スタッフが通行証を持って、お迎えに参ります。なお、資料準備の関係から、事前に参加お申込みを頂ければさらにありがたいです。

・情報保障を必要とされる方は、6月15日(月)までに、下記あてメールでご連絡ください。当日配布資料を、ワードのファイルで事前にお送りできます。会場の音声情報は、スタッフが交代でノートテイク(パソコン入力または要約筆記)します。

◆院内集会に関する事前申込み・問合わせ先：eメール ccprc79@gmail.com

fax 06-6646-3883 (「グループ生殖医療と差別」女性のための街かど相談室ここ・からサロン気付)

◆「優生手術に対する謝罪を求める会」とは……

1997年9月に発足。優生保護法のもとで強制的に不妊手術をされた被害者への謝罪と補償を求めて、厚生省との交渉を重ねた。同年11月と99年1月に、優生手術を受けて不本意だったと思っている人、子宮摘出をされた女性、これらの手術を身近に知っている人からの電話を受ける「ホットライン」実施。2003年『優生保護法が犯した罪——子どもをもつことを奪われた人々の証言』(現代書館)を編集、出版。厚生労働大臣宛ての「強制不妊手術の実態解明と被害者への謝罪・補償を求める要望書」署名活動も行って来た。

◆協賛グループ

CILたすけっと 〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町1-6-1 Tel 022-248-6054 fax022-738-9501

SOSHIREN 女(わたし)のからだから 〒162-0065 東京都新宿区住吉町3-4

ローゼンハイム505ジョキ内 fax 03-5211-0099

NPO法人 文福 〒930-0887 富山市五福3734-3 tel/fax 076-441-6106

グループ 生殖医療と差別 〒556-0005 大阪市浪速区日本橋5-15-2-110

女性のための街かど相談室ここ・からサロン気付 fax 06-6646-3883

障害者生活支援センター・てごーす、〒733-0025 広島県広島市西区小内町2丁目7-5

tel 082-294-4185 fax 082-294-4184

DPI女性障害者ネットワーク 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-11-8 武蔵野ビル5F

特定非営利活動法人DPI日本会議気付 tel 03-5282-3730 fax 03-5282-0017